

大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会 第4回共生・安心部会 会議録

◆日 時 令和6年10月7日(月) 13:30～16:00

◆場 所 大分市保健所6階大会議室

◆出席者(計13名)

【部会長】

能美 知子

【副部会長】

鶴成 悦久

【委 員】※50音順、敬称略

荒金 一義、安藤 歩、石田 佳代子、江川 舞、衛藤 龍、木村 幸二、後藤 礼次郎、野口 智裕、藤本 保、
増田 真由美、松井 瞬、

※藍京 誠治、牧 久美は欠席

【事務局】

企画課参事 後藤 逸人、同主査 後藤 祐也、同主任 姫野 雄太

【関係課】※機構順

市民協働推進課長 和田 勝美、生活安全・男女共同参画課長 大石 雅博、
生活安全・男女共同参画課男女共同参画センター所長 生嶋 暢子、国保年金課長 増本 朗、
国保年金課政策監 足立 彰二、福祉保健課長 佐藤 明、福祉保健課参事 藍沢 伸介、
人権・同和対策課長 佐藤 満、長寿福祉課長 秦 崇彰、障害福祉課長 三原 徹、
生活福祉課長 尾上 典章、子育て支援課中央子ども家庭支援センター参事補 関 幸子、
公園緑地課長 山口 武俊

【企画プロジェクトメンバー】

防災危機管理課専門員 深田 慎也、市民協働推進課主査 梅田 祐司、福祉保健課主査 安部 芳樹、
健康課専門員 溝口 裕美

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1)第3期大分市総合戦略の策定方針と大分市人口ビジョンの改定

(2)部会で頂いた意見に対する市の考え方

(3)基本計画各論 各章・節の検討

(4)基本構想「第6 めざすまちの姿(都市像)」 「第7 基本的な政策」

(5)その他

3. 閉 会

<第4回 共生・安心部会>

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会第4回共生・安心部会を開催いたします。

恐れ入りますが、ここからは着座にて進めさせていただきます。

まず、本部会の開催に先立ちまして、事務局より4点御連絡をさせていただきます。

まず、1点目は、本日の出欠状況に関する連絡でございます。本日は、牧委員より欠席、江川委員より少し遅れるとの御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。

2点目は、本部会の運営に関する連絡でございます。会議内容の議事録を市のホームページに公開することとしておりますが、発言者の個人名等は掲載いたしませんので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと存じます。

3点目は、傍聴に関する連絡でございます。傍聴される方につきましては、発言をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

最後に4点目は、配付資料の確認でございます。委員の皆様の机上には、表紙が「次第」となっている資料を配付させていただいております。皆様、お手元にご覧いただけますでしょうか。なお、現行の総合計画の冊子とデータ集を配付しておりますが、こちらは本会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに次第、点字は1ページ4行目を御覧ください。

本日の議事は、五つございます。その中で議事3、点字は(2)になっておりますけれども、基本計画各論、各章・節の検討についてでございますが、今回、委員の皆様には、第1章から第3章第4節までの7施策について御検討をお願いしたいと存じます。前回までの部会では、1の目指す姿から3の今後の課題までの検討が一通り終了しましたので、今回から主に4の主な取組と、5の目標設定について御検討をお願いいたします。4の主な取組の位置づけとしましては、3の今後の課題の解決を図るための取組をまとめたものでございます。また、5の目標設定につきましては、3の課題解決を図ることで、1の目指す姿にどのくらい近づいているかをはかる指標等をまとめたものでございます。その点を踏まえた上で、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

次に、3ページ、第4回共生・安心部会の論点等についてを御覧ください。

委員の皆様には自由な御意見をいただきたいと考えておりますが、本市として特に検討していただきたい視点、論点としてお示ししているのが、この資料の赤枠で囲っている箇所になります。詳細につきましては、後ほど事務局から説明をさせていただきます。

また、資料の青枠で囲っている箇所が検討時間となり、その隣の欄が部会の予定時刻を示しております。限られた時間の中で有意義な議論や意見交換を展開していただくために、委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

若者代表の委員からもぜひ積極的な御意見をいただけたらと存じております。

次に、5ページを御覧ください。

本日の検討部分に関しお気づきの点がございましたら、任意で本提案書を提出していただくことが可能です。本日、検討を行った範囲が対象となりますので、御留意ください。提出期限は10月21日曜日までとさせていただきます。御提出いただいた本提案書につきまして、今後の参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に6ページ、部会でいただいた意見に対する市の考え方、点字は3ページ7行目からの資料を御覧ください。

こちらは、7月18日に開催いたしました第3回共生・安心部会において、委員の皆様からいただいた御意見に対する市の考え方をまとめた資料になります。後ほど議事の中で御説明をさせていただきます。また、本資料は、最終的に検討委員会が市に提出する提言書に結びつけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、本検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。それでは、部会長よろしくお願いいたします。

部会長

皆様、改めましてこんにちは。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

議事（1）第3期大分市総合戦略の策定方針と大分市人口ビジョンの改定につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

企画課の佐藤と申します。

それでは、第3期大分市総合戦略の策定方針及び大分市人口ビジョンの改定について御説明をさせていただきます。

なお、後ほど改めて御説明をさせていただきますが、総合戦略とは自律的で持続的な社会を構築するための地方創生の計画であり、総合計画と相互に関連がある計画となっております。また、人口ビジョンとは、総合計画を策定する上で人口の現状及び将来の見通しを踏まえるための基礎資料となっておりますことから、このたび総合戦略と人口ビジョンについて御説明をさせていただきます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

資料7-1、点字につきましては35ページの6行目を御覧ください。

まず、地方版総合戦略の概要についてでございます。地方版総合戦略は、我が国が人口減少社会に突入し、今後その減少の加速化が予測される中、地域がそれぞれの特徴を生かし、自律的で持続的な社会を構築するための地方創生の計画であり、まち・ひと・しごと創生法において、市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として地方版総合戦略の策定に係る努力義務が規定されております。

また、地方版総合戦略の策定に当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえる必要があることから、その基礎資料として人口ビジョンを策定することとされております。

次に、総合戦略と総合計画の関係性。点字につきましては、36ページの10行目からになりますが、総合計画が地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としているのに対し、総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としており、総合計画上の地方創生に資する主要な政策、施策を抽出、体系化し、具体的かつ戦略的な取組を主にしたものになります。このように総合計画と総合戦略は、相互に関連がございますので、目標や計画期間、施策や主な取組等の整合を図って策定をしております。

今から議論いただきます総合計画は、本市の最上位計画ではありますが、総合戦略はそこにひもづけられている一つの個別計画という位置づけになります。

続きまして、デジタル田園都市国家構想総合戦略、点字は38ページの2行目になります、について簡単に説明をさせていただきます。

国におきましては、平成26年12月に人口の現状と目指すべき将来の方向を示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、国の人口ビジョンであります、それと目標や施策の基本的方向等をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和4年12月には従来の地方創生の取組を踏襲しつつ、デジタルの力を活用してさらに地方創生を加速化、深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定いたしました。

また、施策の方向性として、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決と魅力向上を図っていく上で、国は、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるの四つの柱を掲げ、これらに関係する取組を推進するとともに、地方のデジタル実装に向けた取組を支えるため、デジタル実装の基礎条件整備を強力に進めていくこととしております。

次に、第2期大分市総合戦略の振り返り、点字は39ページの12行目からでございます。資料は右上になります。

基本目標の達成度に関しましては、四つの基本目標ごとに数値目標として設定しています各指標の進捗状況の評価を行っております。

総合計画の政策、施策に係る行政の内部評価、結果を踏まえ、大分市行政評価・行政改革推進委員会で行われた外部評価において、企業誘致件数など、計画以上で推移していると評価を受けた指標が複数ある一方で、観光宿泊客数や防災訓練を実施した自主防災組織数のように、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより実績が上がらず、計画以下で推移しているとの評価を受け取組の強化が求められるもの、また、合計特殊出生率のように短期的な達成が困難なものなど、今後の施策展開に課題を残している状況もございます。

次に、第3期大分市総合戦略の策定方針、点字は44ページの13行目からになります。

今年度は、第2期大分市総合戦略の対象期間の最終年度となりますことから、現在、令和7年度から令和11年度までの5か年を対象期間とする第3期大分市総合戦略の策定作業を進めているところでございます。現行の第2期総合戦略の四つの基本目標、

仕事とにぎわいをつくる、人を大切にし、次代を担う若者を育てる、いつまでも住み続けたいまちをつくる、安全・安心な暮らしを守り未来をつくるは継承しつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方や取組方針等を勘案しながら、今後5年間で取り組むべき市の施策を網羅し、デジタルの力を活用した社会課題の解決、魅力向上に向けた横断的な視点を強化するとしております。

また、第3期総合戦略では、当該戦略に基づく地域活性化の取組を推進していく上で、地域が目指すべき理想像として、新たに地域ビジョンを掲げることとしております。この地域ビジョンについては、新総合計画の目指すまちの姿、都市像との整合を図り、誰もが幸せを実感できるまちO I T Aを設定することとしております。

また、目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定し、客観的な成果を表す指標としてK P I、重要業績評価指標を設定します。

なお、資料の2枚目、3枚目につきましては、総合戦略の概略をまとめたものでございます。

最後に、現在、総合計画と並行して、この総合戦略についても事務局において見直しを行っております。見直しに当たりましては、当部会でいただいた総合計画に対する意見をフィードバックしながら取り組んでまいります。

なお、本日、タブレット端末の総合計画の各分野の取組の中で、Sマークをつけている取組については、総合戦略にも掲載している取組になります。

本部会では総合戦略についての議論は行いませんが、Sマークをつけている取組については、人口減少や地方創生などといった視点も踏まえながら議論いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

部会長

御説明、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質問や、または御意見などがございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、議事の(2)に行きたいと思います。

議事(2)部会で頂いた意見に対する市の考え方につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

企画課の後藤でございます。

それでは、議事(2)について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。

資料の6ページを御覧ください。

大変恐縮ではございますが、時間の関係がございますので、主な御意見について市の考え方を説明させていただきます。

最初にN o. 1、点字は3ページ7行目、第4章第1節健康づくりの推進における目指す姿の項目につきまして、第1節と第2節はつながりのある施策であるため、目指す姿の結論部分の表現を統一的に整理したほうが分かりやすいとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、1の目指す姿を「健康への意識を高め主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、市民一人一人が健康で心豊かに過ごすことができる」という表現に変更いたしたいと考えております。

次に、No. 2、点字は4ページ12行目、第4章第2節地域医療体制の充実における今後の課題の項目につきまして、安心して医療サービスが受けられるような地域医療体制を築く上で、人材育成、人材確保についてのニュアンスを併せて記載したほうがよいのではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、4、主な取組の地域医療体制の整備に人材の育成に関する項目を追加いたしたいと考えております。

次に、No. 4、点字は6ページ12行目の第4章第3節清潔で安全な生活環境の確立における今後の課題の項目につきまして、食品衛生に係る業務において、何か問題が起きたときに幅広く関係各所と連携を図って対応に当たるべきであり、その内容を反映したほうがよいのではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、4の主な取組に、「市民の食の安全を脅かす食中毒や食品の違反等に対し、発生時の対応はもとより、平常時から国や県などの関係機関と緊密な連携・協力を行うとともに、的確かつ迅速な対応が行えるよう危機管理体制の一層の強化を図ります」という内容を追記いたしたいと考えております。

次に、No. 6、点字は10ページ7行目、第5章第1節防災・減災・危機管理体制の確立における今後の課題の項目につきまして、今後の課題の1点目について、「より一層の充実」という文言だけではなく、市民への周知や実際に利用してもらうことが重要との御意見、また、No. 7、今後の課題の2点目について、避難場所、避難経路の確認など、災害前の対策が重要であるため、災害前という文言を記載したほうがよいのではないかと御意見をいただきました。

それらの御意見を踏まえまして、3の今後の課題の中に、「地域住民の防災意識の向上」という文言を追記いたしたいと考えております。

次のページを御覧ください。

次に、No. 11、点字は15ページ8行目、第5章第1節防災・減災・危機管理体制の確立における今後の課題の項目につきまして、防災意識の向上というワードをどこかに盛り込むべきとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、「地域住民の防災活動の活性化」という文言を「地域住民の防災意識の向上や防災活動の活性化」に修正いたしたいと考えております。

次に、No. 12、点字は13ページ6行目、第5章第2節あらゆる関係者で行う災害対策等の推進における施策名につきまして、あらゆる関係者の「あらゆる」という表現は対象が広過ぎるので、誰がという主語が分かるように、もう少し対象を限定するような表現にしたほうがよいのではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、施策名を「あらゆる関係者で行う災害対策等の推進」から、「流域全体の関係者で行う災害対策等の推進」に修正いたしたいと考えております。

次に、No. 13、14、点字は16ページ6行目、第6章第2節交通安全対策の推進における今後の課題の項目につきまして、電動キックボードや新たなモビリティ

についての安全快適な交通の確保の記載ができないかとの御意見、また、若者や自転車を運転する者に対する自転車マナーの向上について課題認識があってもよいのではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、3の今後の課題に、「今後も、自転車の交通ルールやマナーの啓発に取り組むとともに、電動キックボード等の新たなモビリティへの対応も必要です」という文言を追加いたしたいと考えております。

次のページを御覧ください。

次に、No. 17、点字は21ページ2行目、第6章第3節犯罪のないまちづくりの推進における今後の課題の項目につきまして、加害者の再犯防止という点も犯罪のないまちづくりにつながるのではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、3の今後の課題と4の主な取組において再犯防止に関する内容を追記いたしたいと考えております。

最後に、No. 18、点字は22ページ4行目、施策の全体に関しまして、ある程度統一性のある文言を調整すべきではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、今後、事務局において、全体調整をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問等はございますでしょうか。もしございましたら、挙手にてお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、議事（3）基本計画各論各章・節の検討に入ります。

初めに、事務局から論点を含めた全体的な御説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料9ページ、点字は24ページ2行目の令和6年度政策・施策評価総括表を御覧ください。

本資料は、現行の総合計画の進捗状況をまとめたものであり、今回、委員の皆様へ情報提供をさせていただきます。

まず、政策・施策評価とは何かについて御説明をさせていただきます。

政策・施策評価とは、現行の大分市総合計画に掲げる6つの基本政策と42の施策についての分析、評価を行い、今後の施策展開についての考え方を示していくものでございます。

この資料は、基本政策ごとに評価指標の達成状況をグラフ化したものでございまして、オレンジ色と青色の割合が多い場合は、おおむね順調に計画が進んでいることになります。

次に、10ページを御覧ください。

本資料の見方について説明をさせていただきます。

この資料の上段にある黄色の網かけに指標名と記載がされておりますが、これは現行の総合計画に掲載されている指標になります。例えば緑色の網かけ部分にあるコード01の施策、地域福祉の推進の指標は、福祉協力員を配置している校区・地区社会

福祉協議会の数になりますが、これは現行の総合計画の41ページに記載されておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

また、各施策の指標につきましては、令和元年度の実績を基準値とし、令和2年度から令和5年度までの4年間の実績を並べて記入しております。

達成度の欄につきましては、指標の達成度になりまして、aからeの5段階の内部評価を示しております。

また、一番右端の内部評価の欄になりますが、施策全体の内部評価をAからCの3段階で示しております。

この令和6年度政策・施策評価につきましては、10月28日に開催されます大分市行政評価・行政改革推進委員会において、外部の委員から御意見や評価をいただき、今後の施策展開に生かしていくこととしております。

そのため、現時点では、委員会にかけ前の内部評価を記載した資料となりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、資料14ページ、点字は28ページ2行目の第1回部会代表者会議の決定内容を御覧ください。

これまで各部会でいただいた御意見の中から、部会全体に関係すると思われる御意見を抽出し、今後の検討課題として整理した資料になります。8月下旬に委員長、部会長、副部会長の9名で構成される第1回部会代表者会議を開催し、正式に決定された内容でございます。

(1)の検討が必要な視点、点字は28ページ6行目、は4点ございます。青字で示しております基本構想と基本計画総論にそれぞれ市の考え方を記載しておりますので、それを踏まえた上で、この4つの視点について委員の皆様に検討をお願いしたいと存じます。

また、(2)の全体調整が必要な視点、点字は30ページ2行目につきましては、9月に用語用字の統一作業を行いました。また、施策ごとに用語解説ページを設けたので、御確認をお願いいたします。

次に、資料15ページ、点字は31ページ2行目の新計画素案における5、目標設定の考え方についてを御覧ください。

まず、1番の市の考え、点字は31ページ5行目でございますが、ここでは目標設定の目的と指標設定の考え方を記載しております。

まず、目標設定の目的でございますが、指標と現状値、目標値を設定することで、目指す姿にどのくらい近づいているかをはかるとともに、その達成状況を分析、評価することで取組の改善につなげていくこととしております。

次に、指標設定の考え方につきましては、指標には幾つかの種類がございますが、総合計画に記載する指標としましては、行政が何をしたか、活動量をはかるための活動指標、アウトプット指標を設定するよりも、その活動の結果が市民にどのような効果をもたらしたのかという成果指標、アウトカム指標を設定すること、また、市民の生活実感に基づいた評価や考え方を測定する実感指標を設定することが望ましいと考えております。

このような考え方に沿って、現行計画の目標設定から大幅に変更しておりますので、

何とぞ御理解をお願いいたします。

次に、2番の検討ポイント、点字は33ページ11行目でございます。

1つ目は、経年の変化を把握でき、かつ計測可能な指標となっているか、2つ目は、大分市に関わりのある指標となっているか、3つ目は、市民に分かりやすい指標になっているかであり、この3つの検討ポイントを踏まえた上で、結果的に3番の主な論点、点字は34ページ11行目にある目指す姿にどのぐらい近づいているかをはかることができる指標になっているかについて、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問等はございますでしょうか。ございましたら挙手にてお願いいたします。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、この後、ただいまの事務局の御説明を踏まえまして、検討を行ってまいりたいと思います。今から事務局にまた素案の説明をしていただきますけれども、私のほうから委員の皆様にお知らせがございます。

この後の事務局の御説明についてですけれども、3の今後の課題と4の主な取組について、事務局が交互に説明をしていく形になりますので、資料のページの行き来が発生してしまいます。そこで、タブレットのほうには、4の主な取組が記載されているページをこの後表示いたしますので、皆様のお手元の資料のほうは、3の今後の課題のページを開いていただきまして、それを相互に見比べながら事務局の御説明を聞いていただきますようお願いいたします。

そうしましたら、第1章地域コミュニティの活性化について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

市民協働推進課の和田でございます。着座にて説明をさせていただきます。

施策ページの30ページ、点字は5ページ15行目を御覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024第2次基本計画の66ページを併せて御覧ください。

第1章地域コミュニティの活性化について御説明をさせていただきます。

初めに、4番の主な取組についてですが、3番の今後の課題の解決を図るために、市民が主体となった自主・自立のまちづくりの推進と、地域を担う人材の育成・確保に取り組むという考え方に沿って主な取組を整理したところでございます。

まず、3番の今後の課題の一つ目の市民が主体となった自主・自立のまちづくりの推進という課題につきましては、4番の主な取組の一つ目の黒丸、点字は5ページ16行目、地域コミュニティ活動の促進、3つ目の黒丸、点字は7ページ16行目、地域コミュニティ活動の場の整備、4つ目の黒丸、点字は8ページ11行目、地域愛護意識の高揚を図る取組を行い、行政が市民の地域コミュニティ活動やその活動の場の整備についての取組を支援するなど、市民と行政が一体となって市民等による主体的な地域づくり活動を促進することで、課題の解決を図ることとしております。

次に、今後の課題の2つ目の地域を担う人材の育成・確保という課題につきまして

は、主な取組の2つ目の黒丸、点字は7ページ7行目、地域を担う人材の育成・確保にあるとおり、地域を担う人材の育成とその人材の連携強化、または市外から意欲のある人材を誘致するなど、新たな担い手に対し育成と確保の両面から支援することとしております。

最後に5番目の目標設定、点字は8ページ17行目についてですが、1番の目指す姿、点字は1ページ4行目にどのぐらい近づいているかををはかるために、二つの指標を設定いたしました。

一つ目は、おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数、点字は8ページ18行目です。指標の内容としましては、大分市内の小学校区55校区のうち、まちづくり協議会が設立されている校区数、すなわち地域づくり交付金事業の申請校区数であり、この指標を設定した理由につきましては、市民が主体的な役割を果たし、地域の特性に応じたまちづくりを実施することで、地域の自立が促進されるとともに地域の活性化と効果的な課題解決を図ることとございます。現状値は、2023年度実績で23校区であり、目標値は、地域づくり交付金事業を開始した平成25年度以降の設立校区数の推移を踏まえ、おおむね1年に2校区の設立を目指すという考え方により、2029年度に35校区を目指すこととしております。

2つ目は、市民主体によるまちづくりが行われていると感じる市民の割合。点字は9ページ14行目です。指標の内容としましては、市民意識調査による実感指標であり、この指標を設定した理由につきましては、市民がそれぞれの立場で参画し、主体的な役割を果たすことで発展していくまちづくりという本市の目指す姿についての市民の意識を把握することで、今後の施策展開の検討を現行計画から引き続き実施していくためとございます。現状値は、2023年度実績で34.8%であり、目標値は現行計画に基づき、2029年度に50%を目指すこととしております。

説明につきましては、以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

今、御説明いただきました第1章地域コミュニティの活性化のところ、委員の皆様には主に4の主な取組と5の目標設定につきまして、市の素案に対する御意見をいただきたいと思っております。

時間が来ましたら、私のほうで部会としての意見をまとめたいと思うので、御協力をお願いいたします。

特に手が挙がらない場合には、私の裁量で指名をさせていただきますので、そちらについてもぜひ御協力のほどをお願いいたします。

そうしましたら、御意見がございます方は挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

そうしましたら、私のほうで指名をさせていただきたいと思いますが、まず、委員、この節に関して御意見、いかがでございましょうか。

委員

指名いただきましてありがとうございます。

地域の活性化ということ、4番、5番を相対的に見ますと、行政が考える地域のま

ちづくり、そして、現状はこうだよ、将来的にはこうですよということ、丁寧に書いてます。これはすばらしい事業なんです。でも、どうして1年に2校区ぐらいしかできないのかな。もうちょっと丁寧にしたら早くすんなりいくんじゃないかと思ってます。僕も現状値をみて、少な過ぎるということと言わんとするところです。協働のまちづくりですね。

それから、30ページのほうにあります、一つ目の大きな黒丸の一番下のほうに書いていますが、自治会連合組織の支援や相談体制の充実、これは分かるんですが、もうちょっと具体的に、こういうすばらしい事業は行政からの補助でこのような形でできるということ、そして、住民との相互の横のつながり、また顔の見える自治会ができるということですね。早くどんどんいかれて協力し合う体制をつくったほうがいいと思います。

以上です。気がついたところです。

部会長

ありがとうございます。目標設定の指標のところの現状値がそもそも少ないんじゃないかというところではあると思うんですけども、目標値のこの35校区というのもちょっと目標としては控え目な目標設定かなというところの御意見でございますね。

あと、この主な取組のところの地域コミュニティ活動の促進の一番の下のところ、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めるというところについて、もう少し具体的なところを書いてもらいたいのではないかというところですかね。

委員

そうです。

部会長

ありがとうございます。今の委員の御指摘につきまして、ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。その他の御指摘というところを含めてですけれども。

委員、お願いいたします。

委員

まだ始まったばかりで皆さん、口火を切るのがあれだったので、少し御質問したいんですけども、前回の中で、今後の課題の中でよくあるんですけど、地域の課題策がやっぱり重要だということで、今回の中の目標設定でもこの地域課題に対してというのがあるんですけども、私たちも考える中で、自分が市民の中で市民主体によるまちづくりが行われていると感じてるかどうかということをも自分で丸するのって結構難しい話で、言ってしまうと具体的にどんな課題が出て、議会のほうも通じて陳情されるか。そして、それが解決されたのかどうかという答えが見えない中で、いわゆる感覚的というか、主観的に自分たちでしてるかというところは、確かに言われるように実感指標の中では言えるとは思いますが、この点については課題というものを少し見せる形に見える化して、それに対してこれだけ今解決できてるというところのこのプロセスというものが、言葉の中では課題解決ということでいっぱい出てくるんですけども、これは解決できたということになると、多分市民の中では、やっぱり市民が主体的にということになると思うんですけど、こういったところの流れというのはどういったところで見ればいいんでしょうか。

部会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

市民協働推進課の和田です。

今、委員のほうから地域の課題に対してどんな課題があって、それに対する解決、それを見える化して、こういったところでそれを市民の方が見ることができるのかというところの御質問だというふうに捉えております。

今、実際にこの目標設定の指標自体が実感指標ということで、これ自体なかなか課題解決につながっているかどうかというのが、この数値だけでは捉えづらいというのは現状だと、私どもも思っています。

そうした中で、我々がこういう地域コミュニティの活性化を目的として市のほうでいろんな事業の取組を行っております。例えば地域の課題解決に取り組むために地域まち活性化事業であったり、ご近所の底力事業というのがございます。これは、例えば自治会であったり、校区、地区単位でそれぞれの課題に対してそれぞれが主体となって取り組む事業に対する支援という取組を行っています。そういった取組の例えば自治会からの申請率が過去よりも伸びたとか、あるいは地域まち活性化事業で申し上げますと、一つの取組が完結して、新たにその地域に課題が発生して、そこに新たな取組が生まれたとかいうところで、実際にそういった課題解決が進んでるかどうかというところを把握といいますか、確認をしているところでございます。

数値的なものというのは、今後の課題の下に各資料がございます。その中に右から2つ目、ご近所の底力再生事業の申請率の推移とかございますが、こういったものが1つのあくまでも目安ですね。必ずしもこれも数字が全てではございませんけれども、として見ていくことができるというふうに認識をしております。

ただ、近年、コロナ禍の中で地域活動がなかなかうまくできないという部分もございまして、近年の申請率で言うと下がってきているのが現状でございますが、令和5年度からそれ以前に比べては増えてきているというのが現状になりますので、そういったものを基に把握をしているということになります。

委員

分かりました。そういったところで言ったら、主な取組の中でそういったところの情報の発信とか、そういったものに努めます、頑張りますと言うだけではなくて、こういった情報をしっかり市民に伝えていくというところの課題解決におけるそういう情報の視覚化とか、見える化を図りますとか、そういったところも何か取組の中にこれからの時代はやっぱり入れていったほうが、情報発信のところも入れていったほうがいいんじゃないかなというところの意見です。

事務局

検討をしていきたいと思います。

部会長

ありがとうございました。

そのほか、今、お二方、御意見をおっしゃっていただきましたけれども、それに関してでもいいですし、その他というところで何か。お願いします。

委員	知らないから教えてほしいんですけど、今、いわゆる地域交流活動でその単位が幾つかあるということは分かってるんですけど、現在、一番コミュニティ活動してる単位はどれなんでしょうか。自治会なんですか。それこそこの指標に挙がってるまちづくり協議会、こういうものなんでしょうか。どこを強化していけばいいのか。そして、果たして目標といったものを校区ごとにまちづくり協議会の数で評価して、それは本当に地域の活動の指標になり得るのかというのはどうなんでしょうか。
事務局	基本的には、やはり単位自治会が基本、基礎となると。一つの自治会がですね。 ただ、自治会にも少ないところから多いところ、様々ございます。あるいは地理的な条件もございます中で、やはり小さいところではなかなか一つの単位自治会では活動がしにくい、できなくなってきたという現状がある中で、そういった取組を継続して行うためには一つの校区、隣接する自治会であったり、あるいはNPOさんであったり、そういったところと一緒に連携して取り組むことが継続した取組というふうになってきますので、まちづくり協議会というのが一つの方法として小学校区単位で設立することによってそういった活動が継続して、更には活性化されるというところになってきます。
委員	具体的には、まちづくり協議会をつくる、そういう方向に、いろんな単位がまとまったほうがいいなというものは把握できているんですか。把握できるとすると、そこを重点的にさせていったらいいんじゃないかと思うんですね。そうすると、目標値は35校区がそれで十分なのかどうか分かると思うんですね。数だけでければいいというものじゃないだろうというところで。それはどういうふうに今、評価しているんですか。
事務局	やはり小学校区単位での一つの協議会を立ち上げるためには、その校区内にある自治会であったり、NPOさんであったり、あるいは老人クラブであったりとか、様々な団体さんがございます。そういった団体さんの総意がないとなかなか一つの協議会というのを立ち上げるのは難しいので、ただ、実際に今、目標値を35で挙げておりますが、取組を始めてから増えている状況を踏まえて現在35としておりますが、最終的にはやはり全域に広がっていくというのが一番理想だというふうに考えています。
委員	まだできていない残りのどこを重点的にてこ入れするかというのは、大体大まかな目安というか、あるんですか、その地域には。
事務局	大分市内13地域、各支所管轄と、こういった中心部であれば5つの公民館がございますので、それぞれにこういった取組を進める協働推進担当というのがございます。その地域ごとに各校区にこのお話を差し上げながら、一番といいますか、可能性があるとところから積極的にお声かけをさせていただきながら、今現在、取組を進めている

ところでございます。今年度も手を挙げていただいているところもございますし、来年度、またやろうかというお声もいただいているところがございますので、そういったところからまず設立に向けて支援していくということを考えております。

委員

住民は、自分の地域がよくなりたいとどこも思っていると思うんですね。具体的にどういう形でできるかという情報が入って、それを引っ張る人がどれぐらいいて。だから、どうしても引っ張っていく人がいなければ駄目なんで、その引っ張っていく人は自ら手を挙げてするというのはなかなかないだろうから、やはり目星をつけてお願いするという形でなければ具体的に動かないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はというふうに具体的に行動しているんですか。

事務局

実際には、やはり基礎となるのは自治会がどうしても基本というふうには私どもは考えております。ですので、まずはその自治会の校区会長さんであったりとか、自治会長さんに対してこの制度の周知を行う中で説明をして、やはりそういった方々が中心となって各周りの団体の方にもお声かけいただく中、これまでも設立してきた経過がございますので、そういった方々を中心にお話をさせていただいております。

委員

今の説明でだいぶ分かりました。そうすると、4の主な取組の一番最初の黒丸の小さいポツの3番目ですね、地域の課題を自主云々、それから、次の4番目の地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実させるところに、今おっしゃっていたことをもう少し織り込まれたほうが、これを読んだ人たちが、じゃあ、自分たちもやろうかというふうになるんじゃないかと。やっぱり自治会の会員が主導しているとかというような言葉が入っていたほうが分かりやすいんじゃないですかね。自治会を組織している自治会の世話役になっている方々、要するに自治会長さん、恐らくみんなから慕われて推されてなっている方が大部分でしょうから、その方々も動きやすくなるんじゃないでしょうか。

事務局

その点につきましては、検討させていただきます。

部会長

委員、御意見ありがとうございました。
ほかはよろしいでしょうか。委員、お願いします。

委員

今の委員の意見、ちょっと関係あるかもしれないんですけども、自治会にしてもまちづくり協議会にしても担い手不足ということがやはり言われていますし、老人クラブもそうです。民生委員さんもやっぱり成り手がいないとか、様々な地域で活動する団体に対しての担い手育成がやっぱり課題なのではないかと思っておりますので、ここの今後の課題の中の二つ目の黒丸の中に「地域を担う人材の育成」という言葉があって、そして、取組の二つ目にも「地域が活性化するよう地域を担う人材の育成」というふうに入っているんですが、それが何を意図するものなのかがちょっと見えにくいので、先ほどの話であれば、まちづくり協議会の運営をするスタッフを増やすというお答え

が出ていましたけども、ほかの団体についてはどのように考えているのかというのが見えないので、その辺り、もし何か考えがあればお知らせをいただきたいなと思います。お願いします。

事務局

地域を担う人材の育成・確保という点では、現在、本市のほうでは地域コミュニティ創造事業ということで、そういった新たな人材の育成であったり発掘するための取組も行っております。その内容というのは、例えばなかなか一人では活動がしにくいとかいう方も、様々な方がいらっしゃるところで、今、年度を分けて地域ごとに地域デザインの学校というのを開校させていただいております。今年度は植田地区の一部と野津原ということで地域を絞って、こういったところのまちづくりについて一緒に考えてみませんかという取組をしております。今年度は26名の方が参加をいただいております。そういった学校に参加していただけることで、自分の住んでいる地域を振り返り、あるいは地域活動に興味を持っていただく中で、そういった人材の育成であったり発掘ができればということで、延べ、これまで130名の方に講座を受けていただいておりますので、来年もまだ未実施の地域でも開校をする予定としております。こういった取組を通じて人材の育成・確保に努めていきたいというふうに思っております。

部会長

御意見ありがとうございました。

そうしましたら、ちょっと時間がございますので、この章については議論をここまでとさせていただきたいと思いますが、まとめますと、この目標についての指標のところのまちづくり協議会の設立数ですけれども、先ほど事務局の御説明で、将来的には全域につくりたいというふうな御説明もあったかと思います。そうであれば、目標設定というのをもう少し高くしてもよいのではないかという御指摘はあり得るところかというふうに思います。

また、2番目の目標設定の市民意識調査のところ、市民全体によるまちづくりが行われているのかどうかというところを市民が判断するための判断材料というところがすぐに見えるわけではないので、そこを見る化していただいたりとか、自治体等からの活動の具体的な課題解決に向けての支援等についても何らか市民の皆様が情報を取れるような形が望ましいのではないかというふうなところを指摘させていただきたいと思います。

また、今回のこの地域コミュニティの活性化は、一応自治会というのがメインというふうにお伺いをしていますけれども、そうであれば、その文言をどこかに入れたほうがよいのではないかというところもありますし、いずれにしても、今、その地域コミュニティの活性化に対して担い手不足というところは否めませんので、その地域を担う人材の育成という観点から、市としてはどのような組織や団体についてそういった人材を育成すべきというところなのか、その重点をどう考えているのかというところももう少し分かりやすくなるのであれば、ちょっと御検討をいただければというのを部会の指摘というところまとめさせていただきたいと思います。

そうしましたら、次の章に移りたいと思います。

事務局

次の章、関連がございますので、第2章第1節人権教育・啓発及び同和対策の推進と、第2章第2節男女共同参画社会の実現まで続けて事務局から御説明をお願いいたします。

人権・同和対策課の笠木でございます。着座にて御説明させていただきます。

施策ページの33ページ、点字は14ページ9行目を御覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024第2次基本計画の62ページを併せて御覧ください。

第2章第1節人権教育・啓発及び同和対策の推進について御説明させていただきます。

初めに、主な取組の説明に入る前に、2番の現状と3番の今後の課題の変更点について御説明させていただきます。

前回の部会にて、あらゆる人権問題という表記の前に具体例を入れたほうがよいとの意見をいただき、修正させていただきました。その修正に併せ、同和問題を個別の項目にて取り扱っておりましたが、あらゆる人権問題に含まれた形に修正いたしました。また、修正に伴い、今後の課題についても部落差別解消法だけでなく、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法も含め、より広く課題として取り扱うよう修正いたしました。

本修正に伴い、本項目を人権教育・啓発の推進と変更させていただきます。

では、4番の主な取組についてですが、3番の今後の課題の解決を図るために、複雑、多様化する人権問題に対して、取組の充実という考えに沿って、主な取組を整理したところでございます。

まず、3番の今後の課題の一つ目の市民と行政が一体となった人権意識の普及、高揚という課題につきましては、4番の主な取組の一つ目の黒丸、点字は14ページ10行目、あらゆる場での人権教育と啓発の推進を行い、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において人権教育・啓発を推進することで、市民一人一人の人権意識の普及、高揚を図ることとしております。

次に、今後の課題二つ目の各法律にて定められた事業の実施という課題につきましては、主な取組二つ目の黒丸、点字は15ページ6行目、効果的な人権教育と啓発の推進と、三つ目の黒丸、点字は16ページ5行目、分野別課題の対応を行い、教育及び啓発、相談体制の充実等に関する諸施策の取組の充実を図ることとしております。

次に、今後の課題三つ目のインターネットやSNS上における誹謗中傷に対する教育、啓発の充実と、四つ目のあらゆる人権問題に対する相談体制の構築及び啓発の充実という課題につきましては、主な取組二つの黒丸、点字は15ページ6行目、効果的な人権教育と啓発の推進と、三つ目の黒丸、点字は16ページ5行目、分野別課題の対応を行い、各分野に対して効果的な教育・啓発の実施、相談体制の充実を図ることとしております。

最後に5番の目標設定、点字は16ページ15行目についてでございますが、1番目の目指す姿、点字は10ページ14行目にどのくらい近づいているかはかるために、二つの指標を設定いたしました。

一つ目は、人権啓発センター、ヒューレおおいた利用者数、点字は16ページ16

行目です。指標の内容としましては、人権啓発センターの事業参加者、閲覧者等の利用者数であり、この指標を設定した理由につきましては、効果的な人権啓発事業の実施により利用者数が増え、結果として市民の人権意識の向上が図れるためでございます。現状値は、２０２３年実績で３万７、３２０人であり、目標値は他自治体の施設を参考に設定しており、開設から１０年経過し、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の減少から、各事業の充実を図ることで利用者の増加につなげるという考えにより、２０２９年度に５万６、０００人を目指すこととしております。

二つ目は、人権啓発研修等への講師派遣回数及び参加者数、点字は１７ページ１２行目、この指標を設定した理由につきましては、市内で実施される人権啓発研修等の回数が増えることで、人権に関する市民の関心度が計れるためでございます。現状値は、２０２３年度実数で研修派遣回数は１９６回、研修参加者数５、８９８人であり、２０２９年度に研修派遣回数２００回、研修参加者数８、０００人を目指すこととしております。

説明は以上でございます。

事務局

生活安全・男女共同参画課、大石でございます。着座にて説明させていただきます。施策ページの３６ページ、点字は２４ページの３行目を御覧ください。また、いただいた創造ビジョン２０２４第２次基本計画の６４ページを併せて御覧ください。

第２章第２節男女共同参画社会の実現についてを御説明させていただきます。

初めに４番の主な取組についてですが、３番の今後の課題の解決を図るために、人権尊重、男女平等という考えに沿って主な取組を整理したところであります。

まず、３番の今後の課題の一つ目の人権尊重・男女平等の観点から、全ての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりという課題につきましては、４番の主な取組の一つ目の黒丸、点字は２４ページの４行目になります。男女共同参画社会に向けた意識づくりと、二つ目の黒丸、点字は２４ページ１３行目になります。あらゆる分野における男女の活躍により、固定的役割分担意識の解消など、意識改革のための周知、啓発活動を進めることで課題の解決を図ることとしております。

次に、今後の課題の二つ目の市の拠点施設である大分市男女共同参画センター、たびねすを核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校及び職場へのさらなる教育と各種啓発を進めていくという課題につきましては、主な取組の全ての取組において、大分市の拠点施設である大分市男女共同参画センター、たびねすの周知を図るほか、市内だけでなく、大分県や男女共同参画推進団体等と連携し、各種啓発活動を行うことで課題の解決を図ることとしております。

次に、今後の課題の三つ目のあらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現や、配偶者等からの暴力の根絶など、重要な課題を解決するについては、主な取組の二つ目の黒丸、点字は２４ページ１３行目です。あらゆる分野における男女の活躍と、四つ目の黒丸、点字は２５ページ１３行目、配偶者等からの暴力の根絶により女性のエンパワーメントや男女の家事、育児、介護、地域活動に関するセミナーを実施するほか、ＤＶについての意識啓発や相談窓口の周知等を行うことで課題の解決を図ること

としております。

最後に、5番の目標設定、点字は26ページ4行目についてでございますが、1番の目指す姿、点字は18ページ12行目です、にどれくらい近づいているかをはかるために二つの目標を設定いたしました。一つ目は、固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合、点字は26ページ5行目です。現状値は、2022年度実績で固定的役割分担意識に反対する人の割合が81.0%であり、目標値は100%という考えにより、2029年度に100%を目指すこととしております。

二つ目は、女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合。点字は27ページ3行目です。現状値は、2022年度実績で42%であり、目標値は50%以上という考えにより、2029年度に50%を目指すこととしております。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行います。

第2章第1節と第2章第2節一括して御議論をしていただきたいと思います。御意見ございます方は挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

人権のほうの人権啓発センター、ヒューレおおいたの利用者数の総括、評価として、その計画以下で推移しているという評価のところと、人数とか、あと、たびねすというところもどれだけの人が利用できているのかなとか知っているのかなとは思ったりするんですが、小学校の子たちとかはその施設見学とかにいられている姿とかをよく見るんですが、その利用人数も入れてのこのヒューレおおいたの利用者数なのかなと思って、ちょっと質問です。

部会長

御質問ありがとうございます。

事務局のほう、その点把握されておられますでしょうか。

事務局

人権・同和対策課、笠木でございます。

ヒューレおおいたのことについての質問ですが、学校受入れをいたしまして、その人数も含めた人数となっております。

部会長

そうしましたら、すみません、先ほど委員、手を挙げていただきました。お願いいたします。

委員

そもそも私が指標の考え方を間違っている可能性はあるんですけど、人権教育・啓発の関係で1点質問したいんですが、目標設定のほうを、この2つを私なりに見ると、これは企画課の説明にあった活動指標なのかなというふうに解釈したんですけど、違ったらすいません。もしこれ、活動指標ということであれば、何かやっぱり成果指標、もしくは実感指標に変えられるものがないのかなと、聞いていて思いまして、例えば

その人権啓発研修に講師派遣の回数という、確かに大事な指標かと思うんですけど、それは実際、市民がちゃんと人権教育・啓発に落とし込めたかという認識にはちょっと至らないのかなと思ったので、例えば講習会に参加されるのであれば、そのアンケート形式とかいうやり方があるかなと思うので、そういうのをどんどん集めていって、それをパーセンテージにする。ほかの第2節とかではパーセンテージとかになっていたと思うので、そういったものに変えられないのかという、成果指標とか実感指標に変えられないのかなと、ちょっと聞いていて思いました。

部会長 御意見ありがとうございます。この点に関して、ほかの委員の皆様、何かこういったものがあるんじゃないかというようなところの御意見等ございますでしょうか。もしくはその他のところの御指摘というのあれば、ぜひお願いしたいと思いますが。

委員 よろしいでしょうか。

部会長 お願いします。

委員 誰でも暮らしやすい環境づくりということで、男女参画とか男女同権というのが非常にいい目標だと思うんですけども、これは一つの例なんですけれども、DVの暴力等根絶に向けて取組を推進しますというふうなことでありますけれども、これは非常に難しいことで、DVというのは被害者だけではなく加害者にも光を当てて行政でカウンセリング等の予算をつけて、これを数字の目標にして、そういう方にカウンセリングをして、最終的にはDVを減らしていくとかいう現実的な目標設定をつくったほうがいいのかと思うんですけども、様々男女同権でいろいろなものがございすけれども、家事ができない男性については家事援助をするような取組をするとか、具体的に落とし込んだ数字目標がないと、なかなか達成は難しいような気がするんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

部会長 ありがとうございます。その点、何か事務局のほうから補足がもしあれば。

事務局 生活安全・男女共同参画課です。
DVについては、県のアイネスのほうで相談を受ける形がっております。
市のほうでは、子ども家庭支援センターのほうでは受けてはいるんですけども、被害者のところまでは行くんですが、加害者までというところまではちょっとできていないという状況です。
それと、男性の家事支援という部分なんですけど、そこまでの具体的なところは難しくてですね、男女共同参画センターでも、例えば男性に料理してみませんかとか、そういったセミナーをやったりとか、そういうところはやっていますけど、そこまですべてとどまっている現状でございます。

部会長 ありがとうございます。そのほか、御意見はございませんか。

	委員、お願いします。
委員	先ほどの委員の御意見と少し似てると思うんですけども、指標の中に例えば人権のところで、先ほど成果指標とか実感指標と変えられるものがないかというところで、例えば私どもも大学の中で人権研修を受けることが年１回はあるんですが、その後のアンケートを取ったりした結果とか、それから、その後、その話を聞いただけで終わるのではなくて、その後どういう行動の変化があったかとか、例えば聞いた内容のことに関する本をまた深く読み直したとか、そういうふうなその後の行動というところがもし変化したならば、その成果指標に変わるんじゃないかというふうに思いますんで、それをどういうふうに情報収集するかというところはあるかもしれないんですが、方向としてそういった形で、先ほどの委員と意見が似ているというところでお伝えしたいと思いました。 以上です。
部会長	ありがとうございます。ちょっと若者委員の御意見もしあれば聞いてみたいと思いますけれども、何かコメントございましたらお願いできますでしょうか。いかがでしょうか。
委員	２節のほうの目標設定の女性委員の構成比率が３割以上である委員会等の割合の①のほうで、女性を積極的に採用・登用し政策や方針の決定を行う際に意見を求める委員会の件ですけど、この委員会というのは市の中にある委員会ということですか。どこにあるのか分からなくて、何の委員会か教えていただきたいです。
部会長	事務局のほうで御説明いただけますでしょうか。
事務局	生活安全・男女共同参画課です。 御指摘いただきました、ちょっと分かりにくい部分がございます。大変失礼しました。 法律とか条例で市の委員会を設置するとか、それ以外の部分で公平委員会とか選挙管理委員会とかで委員会を設置します。そういったところにおける委員の男女の割合というようなところでございます。
委員	ありがとうございます。
部会長	よろしいですか。そのほかにいかがでしょうか。 委員、お願いします。
委員	３６ページの男女が安心できる生活の確保の二つ目なんですけれども、社会的に困難な状況を抱えた女性の支援を進めますというのは、どの部分の、例えばどういうことなのかちょっと見えにくかったので、内容を教えていただきたいのと、法律の名前では社会的困難な問題を抱えるという、そういう法律だったと思うんですが、そこ

事務局	の問題と状況の言葉の使い方を教えてください。 生活安全・男女共同参画課です。 確かに委員がおっしゃられている法律とは文言の使い方が違うという状況でございます。その辺り、逆に法律の文言を出すとそのままというような対応を求められてしまうので、法律自体はかなり広いサポートをしろというような法律になっていますので、なかなか厳しい部分、現実、行政としてどこまで関われるか難しい部分もございます。今回は、状況という言葉を使わせていただいております。 以上でございます。
部会長	すみません、ちょっと私からもお尋ねなんですが、それは法律よりも対象がちょっと狭くなるというイメージでよろしいんですか。
事務局	生活安全・男女共同参画課です。 狭くなるというか、法律が具体的にこういう困難を抱えている女性というようなことで事例を示してきているので、そういうところがありますので、そのままその法律が指している状況、その困難をとということていくかどうかというところがちょっとありまして、状況という言葉で若干オブラートに包んだような感じになるんですが、表現させていただいているというところでございます。
部会長	委員、いかがでしょうか。
委員	どちらにしてもちょっと内容が、どういう支援なのか見えづらいので、例えば具体的にDVだったとか、生活困窮だったとかいう具体があれば分かるんですけど、これだけだったらちょっと意味が取れないなということと、やはり状況を抱えるという言葉がどうなのかなというのが若干気になりました。 以上です。
事務局	検討させていただきます。
部会長	ありがとうございます。 ちょっと時間もございますので、この辺りにさせていただきたいと思います。 部会としての意見をまとめたいと思いますが、まず、第2章第1節人権教育のほうですけれども、この目標設定のところについて複数御意見いただきましたが、できれば成果指標、実感指標というものを設定したほうがよいのではないかと。その設定に当たって、例えば研修やヒューレを利用した方に対するアンケート等で事後的にどうであったかというふうなところを把握できるような仕組みを使っていただいて、そういった指標を設定できるかどうかというところを検討していただきたいというのが1点目になります。 第2章第2節男女共同参画のところにつきましては、複数、文言が分かりづらいというところがございます。目標設定の指標の2番目ですけれども、この委員会等というのが何なのかというところは、一般市民の方に向けて少し具体的に注をつけていた

だいたほうがよいのではないかというふうに思います。

また、主な取組のところの３番目ですけれども、社会的に困難な状況を抱えた女性への支援というところで、そうしたら具体的にはどのようなものを想定しているのかというところと、「状況を抱えた」という日本語の座りがどうかなというところもありますので、「状況にある」という言葉になるのか、そこら辺の文言の整理をしていただけるとありがたいと思います。

配偶者等からの暴力の根絶というところについては、これは刑事で言うところの再犯防止というところにも関連する考え方かなと思いますけれども、被害者保護というところはもちろんですが、できれば加害者をつくらないという取組をここに書くことができないかどうかというところについて御検討いただきたいというのが部会の意見としてまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

御議論ありがとうございました。そうしましたら、ここで１０分間休憩を取らせていただきたいと思います。再開は、３時１０分に再開させていただきたいと思いますので、その時間までに席にお戻りいただきますようお願いいたします。

それでは、休憩させていただきます。

（ 休 憩 ）

部会長

そうしましたら、再開いたします。

引き続きまして、第３章第１節地域福祉の推進につきまして、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

福祉保健課の佐藤でございます。着座にて説明させていただきます。

施策ページの３９ページ、点字は３２ページ９行目を御覧ください。また、おおいた創造ビジョン２０２４第２次基本計画の４０ページを併せて御覧ください。

第３章社会福祉の充実、第１節地域福祉の推進について御説明させていただきます。

初めに、４番の主な取組についてですが、３番の今後の課題の解決を図るために、地域共生社会の推進という方向性に沿って主な取組を整理したところでございます。

まず、３番の今後の課題の一つ目の地域福祉に対する意識の醸成や啓発、地域福祉を推進する人材の養成という課題につきましては、４番の主な取組の一つ目の黒丸、点字は３２ページ１０行目、お互いに支え合う人づくりとして、市民の福祉活動への意識の醸成や理解を深めることで、地域福祉活動への参加を推進すること、地域福祉に関する学びの機会の充実を図るため、地域福祉に関する指導者等の養成講座や市民に対する研修、啓発講座などを実施することで課題の解決を図ることとしております。

次に、今後の課題の二つ目の交流の場づくりという課題につきましては、二つ目の黒丸、点字は３３ページの２行目、地域で支え合う場づくりとして、日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や仲間づくりのための交流の場づくりを通じて、市民の交流活動を促進すること、大分市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会などと連携を図りながら、市民が地域活動に参加しやすい環境を整えることで課題の解決を図ることとしております。

次に、今後の課題三つ目の既存の制度による解決が困難な課題に対する取組という課題につきましては、三つ目の黒丸、点字は33ページ11行目、誰もが安心して暮らすための体制づくりとして、分かりやすい情報提供を行うとともに、相談体制を充実させることで困り事をキャッチしやすい環境づくりに努めること、包括的な支援体制の強化のため、子ども、高齢者、障がい者など、各施策の連携を図ることで課題の解決を図ることとしております。

最後に、5番の目標設定、点字は34ページの3行目についてでございますが、1番の目指す姿、点字は28ページの7行目に、どのくらい近づいているかをはかるために指標を設定いたしました。指標は、地域福祉の推進の施策に関する市民の満足度、点字は34ページの4行目です。指標の内容としましては、市民意識調査における地域福祉の推進の施策に関する市民の満足度であり、この指標を設定した理由につきましては、住み慣れた地域で生活しやすい環境が整っているか市民の満足度を客観的にはかることができるためでございます。現状値は、2023年度実績で2.89であり、目標値は過去3年の実績より高めるという考え方により、2029年度に3.10を目指すこととしております。

説明は以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行います。

御意見がございます方は挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

委員

目標設定のことで、今回は地域福祉の推進の施策に関する市民の満足度としているんですが、前回の施策評価のほうでは福祉協力員を配置している校区の数というところで、そこを見ているのを今回これに変えたというのは、合っているのか。私は今気づいたことから言っているんですけど、これに変えた理由というのを教えてほしいです。

事務局

福祉保健課の佐藤です。

まず、地域福祉の推進という目標を果たすためには、様々な事業が関係しております。子育てでありますとか、高齢者の分野、それから障害の分野等、様々な分野が絡む中で個別の事業について指標を設けるよりも、市民がどう感じているかという満足度としたほうが全体的な市民の実感をはかることができるということで、今回、こういった指標にしておるところでございます。

部会長

ありがとうございました。委員、その点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

委員

アンケート項目をいろいろ想像したんですけど、どういうことを聞いて満足度というふうに評価していくかは、その聞き方によるのかなと思ったときに、じゃあ、それに届いたものの取組はどういうことがこなせたからここに行ったんだろうという、そ

れも評価の一つになっていくときに、こちらの実感という主観的なものだけで評価してしまうのかなという点がちょっと気になりました。 以上です。

部会長

ありがとうございます。

そのほか、今の御意見についてということでも結構ですし、何か御意見ございますでしょうか。お願いします。

委員

今の委員の意見と近いと思うし、意見に賛同しますが、満足度というのは個人の主観で非常に曖昧として分からないんですよ。むしろ個別の数値目標で数値で表されるようなところがいいんじゃないですかね。福祉というのは、成果は必ず数値で表されるんじゃないかと思うんですが。

部会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ちょっと若者委員の御意見も伺えればと思うんですが、委員、この点、何かコメント等いただけますでしょうか。

委員

今後の課題として担い手づくりと出ているんですけど、この担い手をどこまでの年というか、範囲で担い手と捉えるかはちょっと分からないんですけども、例えば2世代の世帯を考えたときに、学生が担い手になる方もあると思っていて、その学生が担い手の方のときに、この目標設定である市民意識調査として答える人は恐らく学生ではなくて親になると思っていて、そういう場合は、学生が担い手のときは満足度は低くなると思うんですけども、これを答えるのは恐らく親のほうになると思うので、その点がちょっと自分のこうしたほうがいいみたいな意見はないんですけども、そこら辺はどう考えているのかなというのが気になりました。

部会長

ありがとうございます。

この市民意識調査の回答者としての想定というところになるかと思うんですが、事務局のほうとしては、これは予定としてはどういった方々が対象というところになりますでしょうか。

事務局

満足度調査につきましては、地域福祉に限らず、今年度は42項目についてしておりますんですけど、無作為抽出でその方を指定することになるので、家族がおればその中でも若い人を指定するということもあろうかと思っておりますので、年齢別に偏りがないような形にはなろうかと考えております。

部会長

ありがとうございます。

そのほか、御意見ございます方はいらっしゃいますか。

委員

ちょっと教えていただきたいんですけど。

現状値と目標値、これは2.89と3.10ということになっているんですけど、こ

	れ、単位は何の単位で表示されますか。
事務局	満足度の順位づけにつきましては、満点を5点、それから普通を3点、それから満足でないを0点という形にしております、回答者の平均得点を算出した上で数値を出しているところでございます。
委員	ありがとうございました。
部会長	そのほか、皆様、御意見はいかがでしょうか。 そうしましたら、ちょっとまとめたいと思いますけれども、まず、目標設定のところになりますけれども、先ほどちょっと逆の御指摘もあったかと思うんですけれども、満足度をはかるといふところの指標ももちろん必要かと思うんですけれども、それとは別に個別の客観的な施策に関する数値目標というのが設定できるのであれば、そこと併せてのほうにより指標としては適切なのではないかと。満足というのが主観といふところになりますので、どういう聞き方をするのかといふところも含めて少し検討いただきたいというふうに思います。 この2.89と3.10は、私も見たときにこれの単位は何かなといふのと、あと満点は何かなといふのが、5かなとは思ったんですけれども分からなかったの、これは実際にもし記載するのであれば、「5分の」といふふうにしたほうがもしかしたら分かりやすいのかなといふふうには思いました。 地域福祉の推進につきましては、その辺りを部会の意見とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。 ありがとうございました。 そうしましたら、次に行きまして、第3章第2節高齢者福祉の充実に移りたいと思っております。 まず、事務局から御説明をお願いいたします。
事務局	長寿福祉課の秦でございます。着座にて説明させていただきます。 施策ページの42ページ、点字は42ページ12行目を御覧ください。また、おおい創造ビジョン2024第2次基本計画の46ページを併せて御覧ください。 第3章社会福祉の充実、第2節高齢者福祉の充実について御説明させていただきます。 初めに、4番の主な取組についてですが、3番の今後の課題の解決を図るため、大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化、推進を図る観点から、同計画の5つの基本目標に沿って整理したところでございます。 3番目の今後の課題の一つ目に記載しております地域包括ケアシステムの深化、推進と、三つ目に記載しております地域共生社会の実現に関しましては、4番の主な取組に掲げる五つの各取組を総合的に実施することにより解決、実現できるものであると考えております。

また、今後の課題の一つ目の後段に記載しております人材の確保や介護現場における生産性の向上等の推進につきましては、主な取組の五つ目の黒丸、点字は44ページ14行目、サービス基盤の整備と介護保険事業の円滑な運営の中で実施することとしております。

次に、今後の課題の二つ目の認知症への備えに関しましては、今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、大きな課題となることから、特記として主な取組の二つ目の黒丸、点字は43ページ5行目に、その対策として、尊厳ある暮らしを続けるための支援を行うこととしております。

最後に5番目の目標設定、点字は45ページ8行目についてでございますが、1番の目指す姿、点字は35ページ4行目にどのくらい近づいているかをはかるために三つの指標を設定いたしました。

一つ目は、地域での活動に週1回以上参加する高齢者の割合、点字は45ページ9行目でございます。指標の内容としましては、当課が行う調査での週1回以上のボランティア、介護予防のための通いの場、趣味のサークル、就労など何らかの活動に参加している高齢者の割合であり、この指標を設定した理由につきましては、人と交流する活動に参加する頻度が増えることにより、閉じもり予防や生きがいづくりにつながるためでございます。現状値は2023年度実績で40.6%とあり、週1回以上の活動参加者を増やし介護予防につなげることから、目標値は2029年度に45%を目指すこととしております。

二つ目は、認知症サポーター数、点字は46ページ5行目でございます。指標の内容につきましては、認知症サポーター養成講座の受講者数であり、この指標を設定した理由につきましては、幅広い年代の地域住民や多様な主体が養成講座に参加し、認知症サポーターが増えることにより、地域における支え合いの仕組みづくりにつながるためでございます。現状値は2023年度実績で5万2,532人であり、目標値は、地域、職域への啓発により年間2,000人のサポーターを養成する考えにより、2029年度には6万4,000人を目指すこととしております。

最後に三つ目ですが、要介護認定に要する時間、点字は46ページ18行目でございます。指標の内容につきましては、要介護認定申請をしてから結果通知までにかかる期間であり、この指標を設定した理由につきましては、認定結果を迅速に通知することにより被保険者がより早く適正な介護サービスを利用することができ、自立支援、重度化防止につながるためでございます。現状値は、2023年度実績で34.6日であり、デジタル技術を活用することで2029年度には30日以内を目指すこととしております。

説明は以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、検討に入りたいと思います。

御意見がございます方は挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

資料ちょっと戻していいですか。

基本構想のところの、20ページで見直し案のところを読み進めていたんですが、言葉を書き換えてはいるんですが、高齢化社会という言葉が気になっていて、少子高齢化で高齢化というなら分かるんですけど、高齢化社会って高齢者の割合によって言葉が決められていて、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会というときに、大分はもう既に超高齢社会になっているときに、ここの表し方が人口減少と高齢化社会というところがちょっと気になったので、言葉の使い方の分で、ここは何かすっと入らなくて、高齢化社会じゃなくて超高齢社会なんだけどなど、気になっていました。「において」としているから、大分市はこういう現状なんだよということを言ってるんだなと思ったら、高齢化社会ではないなと思いました。

あと、今のところに戻るんですけど、高齢者の先ほどの目標のところと支援の部分で認知症の方が増えるというのはとてもよく分かるんですが、高齢者のことで認知症の方だけが困っているわけではなくて、本当に生活レベルがやっぱり落ちている方たちをどう支えていくかというときに、認知症サポーターを増やすという評価だけで高齢者福祉の充実というのが見れるのかなと思ったので、例えば大分市のほうでの取組としてファミリー・サポートとかいう取組をされているのは、総合的な高齢者ファミリー・サポート・センターや援助会員もされていると思うんですけど、今回、この認知症サポーターという認知症に限定したその方たちのみへの働きかけに見えるような設定に見えたので、この主な取組の在宅生活の支援と共に支え合う地域づくりというところでは、生活上の支援が必要な高齢者としているんだけど、目標設定のところでは働きかけは認知症サポーターの数を増やそうというものにしか映らなかったのも、足りないんじゃないのかなと感じました。以上です。

部会長

ありがとうございます。指標として生活上の支援が必要な方、高齢者というふう考えたときに、なぜ認知症サポーターの数、認知症だけなのかというところの御指摘というふうにお伺いしました。

その点について、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

高齢者になってくるとですね、大部分が独りで生活してくるんじゃないかと思うんです。あとは、高齢者の福祉施設に入所してしまう。どっちかじゃないかと思うんですね。いわゆる独居老人か施設生活者かになるんじゃないかなというふうな想像をするんですけど、いわゆる独りだけの生活がどれぐらいになるということを予測しているんですか。それらの中でどういう形で独りで生活する人たちを支えるというふうに考えているのか。その視点もいるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。そういう人たちが尊厳ある暮らし、これは認知症だけじゃないですね。独りで寂しい思いをしていたら尊厳ある生活といえるかどうかと思うんですけど、そういう人たちがどこかに集うとか、いろんな施策も出てこなくては、福祉的な施策が必要じゃないかと思うんですけど、そういうのがこの中に全然表れていないんですけど、いかがでしょうか。独り世帯の高齢者の予測数。あるいは、あとは、自ら高齢者福祉施設に

入る人とか、あとは介護を受ける人、いろいろ出てくるだろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

部会長

ありがとうございます。認知症をメインにしている取組なのかなあというのは、確かに見ていると思うんですけども、在宅で独りで過ごされている高齢者の方もいらっしゃるわけなので、あと、施設に入られている方も当然いらっしゃるんで、その方々も含めての高齢者というふう考えたときに、認知症以外の方を対象にして何か指標なりを設定したり、取組を検討したりというふうなところが現時点であるのかどうかというところを、事務局のほうでもし今お答えができればお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。まず、こちらの認知症に絞っているという部分にはなるんですけども、介護保険の事業計画がございまして、その中にはいろんな施策がございまして、委員がおっしゃったように独り暮らしの高齢者に対する取組につきまして、例えば配食事業を実施するとか、見守り事業を行うとか、そういった細かい事業についてはその計画の中に推移、実績、そういうのは記載しているところでございます。

また、先ほど御指摘いただいたファミリー・サポート・センター、援助会員、賛助会員ですね、そこは数字は細かくは書いていなかったかもしれませんが、そういう計画、依頼会員とか、そういう事業を行っているというのは当然事業の施策の展開としてはございまして、この会とは別にその計画を策定する計画会議がございまして、その中ではそういう事業の取組、報告等は随時行わせていただいているところでございます。

また、高齢者の独り暮らしの人数ということで、国勢調査の数字になるんですけど、2020年度時点では約2万3,000人ということで、それは当然ずっと伸びていくというのはこちらとしても実情としては見えていますので、そういった高齢者に対して支援するというので、先ほどからの配食サービスであったり、安否確認を行う事業であったり、それと、施設に入るといことであれば介護保険施設をいかに計画的に整備するとか、その整備に当たってはどのような計画を立てる、また、当然保険料とのバランスというのも考えていくということで、そういったことに関して介護保険の事業計画の中で計画策定を行っているところでございます。

こちらの総合計画との兼ね合いというのが、これを網羅するとなるとそれを全て記載するというのがなかなか難しい部分もございまして、総合計画の指標としては、介護保険の事業計画で大きな目標が五つあるんですけども、それをまとめる形にしたときに、こういった指標を今のところは設けているというところでございます。

以上です。

部会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

今の説明で介護保険との絡みは五つ目のサービス基盤の整備と介護保険の費用ということが表されてくるので分かるんですけど、おおいた創造ビジョン2024第2次

基本計画の46ページにはちゃんと高齢者福祉と保健を支える社会的基盤の確立、それから地域生活支援体制の整備という高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援というのがちゃんとあっておりますので、これと整合性があるような取組が今回の中にもあるべきじゃないかなというふうに思ったものですから発言したんです。いかがですか。

事務局

また検討させていただければと思います。

こちらの介護保険の計画と整合性を取る形で、総合計画のほうもさせてはいただい
たんですけども、今言ったように事細かに全ての指標を出すというのがなかなか難し
い部分もありまして、先ほどからありますような例えば高齢者の施策に関する満足度
を聞くとか、そういった話も出たんですけども、なかなかそれは果たしてどうなのか
というようにところもあったものですから、こういう形でさせてはいただいていると
ころなんですけども、御意見として参考にさせていただければと思います。

部会長

御意見ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。
委員、お願いします。

委員

3点あります。

主な取組の一つ目の黒丸、内容が、目的がたくさんあって文章を分けてはいかがで
しょうかと思いました。

それから、二つ目の丸です。尊厳ある暮らしを続けるための支援。一般的に尊厳あ
る暮らしというものがどんなものなのかというのが分かりにくいと思いますので、そ
の中でまた認知症のことしか書いていないというので、若干そこは検討の余地がある
のかなと思いました。

それから、3点目は目標設定ですが、要介護認定に要する期間なんですけれども、
これは目標として掲げる必要があるのかどうなのかも疑問になりました。

以上です。

部会長

御意見ありがとうございます。
そのほか、今の点も含めていかがでしょうか。
委員、お願いします。

委員

今、委員が言われた3点目のところに関係するところなんですけど、私もこの要介護
認定に要する期間というものが34.6というのが実際に平均的なものなのか、遅いの
か早いのか。早いということはないと思うんですが、遅いのかどうかということをお
聞きしたいと思ったのと、それから、最後に、デジタル化が活用できればというふう
なことを御説明の中でおっしゃったと思うので、これは34.6というのは遅くはない
んだけどデジタル化の技術を活用すれば30日以内になるという、そういう御説明の
意味だったのか、その辺を確認したいなと思いました。

部会長	今の委員からのお尋ねについて、事務局のほうでいかがでしょうか。
事務局	国の目安としては30というのが出ていまして、30を超える場合は審査会がちょっと遅れているということで、その申請者に対しては御案内を出す。30以内であればそういった案内は出さなくていいということになりますので30を目指すということではございます。 ただ、34.6がちょっと遅いかというと、全国で言うとなんنانに遅いというほどではないということではございます。そういったところが調査がデジタルになったりとか、今既に審査会をオンラインで行っていたりしますんですけど、そういった取組の中で結果を出すのが短くなることで、結果的にはそのサービスの満足度といいますか、そういったのも高まるのかなという部分でこういう数値を出しているところです。 以上です。
部会長	よろしいでしょうか。という説明を踏まえて、必要性に関してはいかがでしょうか。
委員	行政のほうの自助努力という部分があるのであれば、これは成果指標にはなりにくいと思いました。
部会長	ありがとうございます。 ちょっと時間もあれなので、この辺で締めたいと思います。 要介護認定に関する期間というのは、私もこれを見ていてそんなに必要なのかなと。今の市の御説明で趣旨は分かったんですけども、委員の意見としては、必要性に若干の疑問があるというところで御検討を一度いただければというふうに思います。 あと、主な取組のところの1番目の介護予防と重度化防止の推進のところに関しましては、確かに目的が非常に羅列されている形になりますので、この辺はちょっと文言の整理をしていただければと思います。 一番、多分皆様からの御意見いただいているのが、先ほど尊厳ある暮らしとは何ぞやというところと、それを想定しているのは誰なのかというところではあると思うんですが、ぱっと見たときにやはり認知症の方というのは非常にメインに想定しているというふうに思われます。それ自体は確かにメインだと思うんですけども、高齢者の方は様々支援を求める内容というのは異なっていると思いますので、独居の方にせよ、施設に入られている方にせよ、あるいは認知症の方にせよ、いずれにしても高齢者の方が尊厳のある暮らしをしていくというところの姿勢がちょっと見えづらいような取組の列挙になっているのかなというふうに思われますので、そこを、確かに介護保険事業とかの兼ね合いでどこまでこの大きな計画に書くかというところは、できることとできないことがあると思いますので、できる範囲で少なくともそれを掲げていただくような方向性で御検討いただければありがたいというところで部会の意見とさせていただきます。ありがとうございます。 そうしましたら、次に行きたいと思います。 第3章第3節障がい者（児）福祉の充実につきまして、事務局のほうから御説明を

お願いいたします。

障害福祉課の三原でございます。恐れ入ります、着座にて説明させていただきます。

施策ページの４５ページ、点字は５３ページ２行目を御覧ください。また、おおいた創造ビジョン２０２４第２次基本計画の４９ページを併せて御覧ください。

第３章社会福祉の充実、第３節障がい者（児）福祉の充実について説明させていただきます。

初めに、４番の主な取組についてですが、３番の今後の課題の解決を図るために、地域共生社会の実現という考えに沿って主な取組を整理したところでございます。

まず、今後の課題の一つ目、障がいのある人が住み慣れた暮らしで安心して暮らそう、ニーズを的確に捉えたきめ細かなサービスのさらなる充実という課題につきましては、主な取組の二つ目の黒丸、点字は５３ページ１３行目、保健・医療体制の充実、三つ目の黒丸、点字は５４ページ１０行目、相談支援体制の充実、六つ目の黒丸、点字は５６ページ１０行目、地域生活におけるきめ細かな支援の促進において、巡回療育相談や発達相談をはじめ、各種相談に対する支援の体制を充実させるとともに、地域全体で障がいのある人を支える体制づくりを推進することで、生涯を通じて切れ目のないきめ細かなサービスのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、課題の二つ目、障がいのある人の社会参加及びインターネットを活用した情報提供等による健常者と障がいのある人との間の情報格差の是正という課題につきましては、主な取組の一つ目の黒丸、点字は５３ページ３行目、広報・啓発の推進として、誰もが利用しやすいホームページの充実等に努めながら障がい者施策や障がいのある人が利用できる各種制度の周知を行っていく中で、五つ目の黒丸、点字は５５ページ１７行目です。雇用・就労の促進や、七つ目の黒丸、点字は５８ページ２行目、社会参加の推進に向けた取組を推進してまいります。

次に課題の三つ目、様々な環境下にある障がいのある人への包括的な支援体制の構築を目的とした関係機関との連携につきましては、主な取組の二つ目の黒丸、点字は５３ページ１３行目、保健・医療体制の充実、四つ目の黒丸、点字は５４ページ１６行目、教育の充実、六つ目の黒丸、点字は５６ページ１０行目、地域生活におけるきめ細かな支援の促進に係る取組を、地域社会をはじめ、医療や福祉、保健等の関係機関等と連携を図りながら推進することで、障がいのある人への包括的な支援体制の構築に努めたいと考えております。

最後に、５番の目標設定、点字は５９ページ４行目につきましては、五つの指標を設定いたしました。

一つ目は、ヘルプマークの年間交付件数、点字は５９ページ５行目です。この指標を設定した理由は、マークの交付件数の多寡は、障がいのある人への合理的配慮の提供を義務づけた改正障害者差別解消法の認知度を示すバロメーターであると考えためであり、現状値である２０２２年度実績は４９４件であります。今年度より改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が民間事業者に対しても義務化されたことから、２０２９年度は８００件を目指すこととしております。

その他、大分市障がい者相談支援センターにおける相談件数、就労支援サービスの年間利用者数、共同生活援助、グループホームの年間利用者数、手話通訳者の新規登録者数の四つの指標につきましては、障がい者の自立や社会参加の度合いを示すものであることから指標として設定しております。このうち、大分市障がい者相談支援センターにおける相談件数、点字は59ページ18行目については、2022年度実績は1万5,679件であります。障がい者数が年々増加している現状を踏まえ、2029年度には2万件を目指すこととしております。

また、就労支援サービスの年間利用者数、点字は60ページ12行目につきましては、2022年度実績の2,607人から2029年度は3,000人を、共同生活援助、グループホームの年間利用者数、点字は61ページ7行目につきましては、2022年度実績の783人から、2029年度は1,000人を目指すこととしております。

最後に、手話通訳者の新規登録者数、点字は62ページ2行目につきましては、手話通訳者の高齢化等に伴い、登録者数や活動者数が年々減少傾向にあることから、2022年度現在の全登録者数63人を維持するため、2029年度までに毎年新規登録者を4人ずつ増やすことを目指すこととしております。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行います。

御意見がございます方、挙手にてお願いいたします。

委員、お願いします。

委員

この目標設定の上から四つ、それぞれを必要とする方々は今何人で、何人が利用できているんですか。それを何%達成するか、それをどこまで達成したいというような目標なのか。それが目標じゃないでしょうかね。件数を増やすとすると、受ける側のマンパワーを増やさなければ受けられるわけないんですよ。本来はどれぐらいの人が必要としていて、その必要をどれぐらい満たしているのか、どこまで満たさなくてはいけないというのが目標になるんじゃないかなと思うんで、単なる数値では意味がないとか思っております。

委員

僕も全く同じ意見で、そもそも多分就労支援サービス年間利用者、この共同生活援助の年間利用者というところは特にそういう話が強いかなと思ってまして、この読み方だと、現状として2,607人で目標3,000人というのは、読み方としては違うとは思んですけど、今、受けられるのは3,000人いて、2,607人しか受けられないねって。だから、3,000人を目標にしましょうかという見方も、できるのかなと思いますし、そういう意味でそもそも今どれだけの人が受けれてないかという人数というのは、すごくこの場は必要なのかなと。

あと、さらに加えて言うと、そもそもこれが目指す姿、現状とか、そこら辺のそもそもの前段階でそこは議論している内容でもあるのかなというのは、ちょっと聞いて

いて思いました。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

そもそもの需要がというところになると思うんですが、目標設定の在り方の前提として事務局としてはどのように考えてこのようにされましたでしょうか。もし御説明不足がありましたらお願いします。

事務局

需要につきましては、難しいところがあるんですけど、例えばグループホームであれば、実際利用したくても、最近グループホーム、若干増えてはきておるんですけども、それでも入りたいグループホームに入れないという方はいらっしゃるの事実です。ただ、その入りたいグループホームに入れない方がどの程度いるのかというような把握はちょっと難しいところでございます。

また、就労のサービスですね、就労継続支援などのそういったサービスについても、そういった事業所なりに通いたい、そういうサービスを受けたい、福祉的就労をしてみたいという方がどれぐらいおって、実際にできていない方がいるかという把握は、正直困難なところがございます。

であります、事業所さんの御努力とかでそういったグループホームなり就労の事業所なりを徐々に増やしていておりますので、私ども障害福祉の分野としましては、障害福祉計画、障害者計画という計画を立てておりますので、そういった中で段階的にそういった就労なり場所の提供をしていこうというふうに考えて目標設定とさせていただきますところでございます。

部会長

委員、お願いします。

委員

今後の課題から取組から目標が何かちぐはぐだなというのがすごい実感で、住み慣れた地域で安心して暮らせるというのは、地域で住む、暮らすというところをどう想像しているのかなと思ったときに、これ、18歳以下も入っているときに、家族とやっぱり暮らしている姿も地域で暮らし続ける姿であるし、年を取ったとしても、ホームじゃなくても家族とその地域でという、そのどこを目指しているのかなというのが、目標設定に来たときにがくっと何かこれは評価のものじゃないんじゃないのかなという、取組からのつながりがなくなった気がするんです。

ここに教育の充実とか、地域で安心して自立した生活をとっているわりに、施設の数と言っている。相談のこととか、サービスを利用、何かちょっとちぐはぐ感が否めないなというところを、今、委員さんたちが言ってくださった部分では、そこを私も思ったところです。

なので、目標設定が難しいのかもしれないんですけど、ちょっと違うんじゃないのかなあと思いました。

もう一つは、教育の充実というところ、きっと第1部の子育てのところでの教育とかも関わってくるとは思うんですが、そっちの評価を見ても、障がいとかがある方た

ちの評価がされていないように見えるんです。受皿を広げていっている割には、インクルーシブとかダイバーシティ、いろいろな言葉を言っているんだけど、その指標はヘルプマークをしているということで広がっているという、そこは安易だなと思ったりするし、教育のところでも、努めますとは書いているけど、どこでその目標は評価するのかという。それが第1部のほうの子育てにもそう、何か実感値しかない、主観値しかないというところが、その部分をどう充実させていくのかなと分かりにくいなと思ったのと、私は当事者なので、同じような人たちとつながるところがすごく心強い部分があって、行政がいろんなことをしてくれてるのはすごくありがたいんですが、そこに当事者と連動することで、今日の点字の資料の作り方にしろ、新しい施設のつくりかたにしろ、そこが充実していくんじゃないのかなと思うと、やっぱり当事者団体、すごく数があって、そういうところとの連携とか、ピアサポートというところの活用というのも、その細かい取組の中で出てくればいいなと思うんですけど、地域連携のところにNPOとか出てきたのが、一切今度はなくなってきていて、そこら辺の団体との連携という部分も活用していただけたらいいなと思いました。以上です。

部会長

ありがとうございます。

今の点も含めて、そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

委員

障がい者の福祉の充実ということで、障がい者だけに目が行きそうですけども、障がい者を支える家族のサポートはどうなるのかということと、あと、ここには自分がサービスを受けたいとか、こういうふうなことをしたいという方についての取組とか目標設定が出ておりますけども、ひきこもって孤立化している方に対しては何の援助もできておりません。実際、ひきこもっている方のニーズを見つけるのは非常に難しいことではあると思います。

私も以前、ひきこもりの方を診察して、大分市に相談しましたら、たらい回しをされました。障害福祉課から保健所からあちこちに行って、県に行ってくれということを言われました。実際、家族も同じではないかなと思います。

そういう意味で、ここの目標設定というのは、果たして今後10年間もつ目標設定なのかと。本来であれば、ひきこもりの家族の相談件数を何件にするとか、それによって障がい者や家族の孤立化を防止するとかいう目標設定のほうが、今後10年間、すばらしい目標ではないかなと思います。

高齢者のところで言いそびれたんですけども、高齢者もやはり自分から手を挙げてサービスを受ける方々はいいいですけども、やはり年を取って虚弱という形になって、外部との接触が低下し孤立化してくる方もいらっしゃいますので、理念としてはやはり障がい者も高齢者も孤立化を防止するための取組というのは第1番目に来るべきではないかなというふうに思っております。この点については、市はどのようにお考えでしょうか。

部会長

ありがとうございます。

	事務局のほうで今の委員からのお尋ねについて何か補足がございますか。
事務局	障がい者のひきこもりにつきましては、現在、こちらのほうで対応しているのは障がい者の相談ということで受付けておりますので、その中で近年、障がい者の親の方が高齢化されて、親亡き後の心配があるとか、そういったこともありますので、そういった相談などを受けながら対応しているところでございます。
部会長	委員、お願いします。
委員	行政のほうで重層的支援体制整備事業ということで取組をされていると思います。困っている人については、手を挙げなくてもこちらのほうから行って支援をするという制度のはずですので、その窓口がきちんとないと、やはりそういうひきこもりの方々の支援はできないと思いますので、行政のそういう、本来であれば地域福祉の推進のところにあるといいのかもしれませんが、包括的な支援体制のところにそういうところの相談窓口をつくるであるとか考えていただければいいんじゃないかなというふうに思いました。
委員	現在できていないということであれば、できていないということを表記して、今後10年間どういうふうにするかというふうなことで結構なので、形だけつくらずに、やはり今後10年間もつような目標、そして、今後想定される問題点を考えて取組を行って、目標設定をつくってもらいたいと思っております。 ひきこもりの件は、本当、我々も把握できていない非常に大きい問題でございます。今後10年間で支えている両親が亡くなって、突然数が増えるということは十分想定される問題でございます。ですので、この点については真摯な取組と目標設定をぜひお願いしたいと思います。
部会長	ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。 委員、お願いします。
委員	今回の検討ポイントとして、経年の変化が把握できというところがあったと思うんですけども、目標設定の五つ目の手話通訳者の新規登録者数というところで、現状値で2022年度末で63人で、目標値で2029年度に年4人増えたらいいとあると思うんですけども、この目標設定についてほかの章とかでは目標値で2029年度までに何人みたいな表記だったと思うんですけど、ここだけ年に4人と表記した理由だったり、こういう指標にすると経年の変化を把握しづらいんじゃないかなと思いました。
部会長	ありがとうございます。 この設定の仕方について事務局のほうで改めて御説明いただけますでしょうか。

事務局	年４人というふうにしたところは、全体の人数はもちろん増えればいいんですけども、高齢化によってリタイアされる方もおるものですから、年４人程度は増やすことによって現状のサービスを維持していきたいというようなところからこういう目標設定にいたしましたところでございます。
部会長	ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。
委員	はい、大丈夫です。
部会長	ありがとうございました。 そうしましたら、時間がございますので、この章はこのあたりにさせていただきたいと思います。 様々な御意見をいただいたところではありますけれども、目標設定の指標に掲げているものがいずれも絶対値であるというところで、そもそも必要としている方々のニーズ等の関係でこの設定自体が適切なかどうかというところの御指摘が複数出ていたかと思います。 また、当事者の団体との連携というところがあまり触れられていないので、取組の中で当事者団体の声を聞くという姿勢をどこかに示していただきたいというところがございます。 また、障がい者の視点というところで行くと、自らつながる方はいいんですけども、ひきこもりしてニーズにつながる方ばかりではないですし、あと、支える側の家族の負担や家族への支援という観点も取組の中にもし含めることができるのであれば、そういった包括的な支援体制、包括的な支援窓口というものを明示していただくほうがより適切ではないかというふうに思われます。 いずれにしてもちょっと目標設定のところについてかなり御意見が出ておりますので、この目標設定、指標につきましては、再度御検討いただければというところで部会の意見とさせていただきたいと思います。皆様、ありがとうございます。 そうしましたら、最後の節になります。第３章第４節社会保障制度の充実に移ります。 まず、事務局から御説明をお願いいたします。
事務局	国保年金課、増本でございます。座って御説明させていただきます。 施策ページの４８ページ、点字は６８ページ１０行目になりますが、御覧ください。また、おおいた創造ビジョン２０２４第２次基本計画の５２ページを併せて御覧ください。 第３章社会福祉の充実、第４節社会保障制度の充実のうち、国保年金課が所管する国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公的年金制度について御説明させていただきます。 初めに、４番の国民健康保険制度に係る主な取組についてですが、３番の今後の課題の解決を図るために、将来にわたり持続可能な医療保険制度にしていくという観点

から主な取組を整理したところでございます。

3番の今後の課題の一つ目、国民健康保険制度ですが、健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた保健事業に取り組み、1人当たり医療費の上昇を抑制し、国保財政の健全化に努める努力が必要であるという課題につきましては、4番の主な取組の一つ目の黒丸、点字は68ページ11行目、国民健康保険制度の充実で、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率向上対策など、歳出歳入両面における取組により課題の解決を図ることとしております。

また、平成30年度の国保制度改革により財政運営の責任主体が県へ移行し、県内18市町村と連携を図る中、保険税水準の統一や事務の標準化について協議が進められております。

なお、主な取組の二つ目の黒丸、点字は69ページ11行目、後期高齢者医療制度の推進と三つ目の黒丸、点字は69ページ18行目、国民年金制度の推進につきましては、それぞれ制度の運営主体が本市と異なることから、3番の今後の課題につきましては記載しておりませんが、引き続き運営主体と連携を図り、各制度の円滑な運営と推進を目的に主な取組を整理したところでございます。

最後に、5番の目標設定、点字は70ページ16行目についてでございますが、目指す姿に近づけるために、国民健康保険制度について一つの指標を設定いたしました。指標名は特定健康診査受診率、点字は70ページ17行目です。指標の内容といたしましては、国民健康保険の加入者で40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪症候群の早期発見及び生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健診の受診率です。この指標を設定した理由につきましては、健診の受診率向上に努めることにより、上昇傾向にある1人当たり医療費を抑制し、国保財政の健全化を図ろうとするものでございます。現状値は、2022年度実績で33.4%であり、目標値は、国が目標とする2029年度に60%を目指すことといたしております。

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公的年金制度の説明は以上でございます。

事務局

生活福祉課の尾上でございます。大変恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

引き続き、第3章社会福祉の充実、第4節社会保障制度の充実のうち、生活福祉課が所管する生活保護制度、生活困窮者自立支援制度について御説明させていただきます。

初めに、本市の保護世帯につきましては、近年横ばいで推移しておりますが、全国的な動向と同様に高齢者世帯の占める割合が大きくなっており、高齢者世帯が6割、それ以外の母子、障がい者、傷病者、その他の世帯が約4割を占めております。

また、生活困窮者自立相談支援機関への相談件数につきましては、コロナ禍である令和2年度をピークに減少しており、現在はコロナ禍前と同様の件数で推移しております。

4番の主な取組についてですが、3番の今後の課題の解決を図るため、法の適正な実施に加え、要保護者の実態に即した対応に取り組む一方で、生活困窮者への適切な自立支援体制の充実を進めていくという考えに沿って主な取組を整理したところでござ

ざいます。

3番の今後の課題の生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保、及び自立に向けた各種支援の促進が必要であるという課題につきましては、4番の主な取組の四つ目の黒丸、点字は70ページ5行目、生活保護実施体制、生活困窮者自立支援体制の充実の1ポツ目、被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談、助言、指導を行い、生活保護実施体制をより充実させると、二つ目の生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就労支援など自立の推進に努めること、及び3ポツ目、生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ることにより、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立に向けた各種支援を促すことで課題の解決を図ることとしております。

最後に、5番の目標設定、点字は70ページ16行目についてでございますが、1番の目指す姿、点字は63ページ5行目に対する一つの指標として、生活保護受給者就労支援事業により就労を開始した人の数、点字は71ページ13行目を指標に設定いたしました。指標の内容としましては、被保護者の生活の安定と自立を支援するため、ケースワーカーと就労支援員が連携し、生活保護受給者就労支援事業を利用して被保護者の求職活動を支援した結果、就労を開始した人の数であり、この指標を設定した理由につきましては、生活保護受給者就労支援事業を利用し、ケースワーカーと就労支援員が連携して求職活動を支援することにより、被保護者が就労開始することで生活の安定と自立が図れるためでございます。現状値は、2022年度実績で167人であり、目標値は、大分市での保護世帯の高齢化に伴い、2025年度以降就労支援可能な人数の減少が見込まれる中、現状値を鑑み、2029年度までに累計740人を目指すこととしております。

説明は、以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行います。

御意見がございます方は挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

目標設定の特定健診受診率、これは国の目標が60%であるわけで、国が決めている目標なので、果たして大分市の目標にふさわしいのかどうかというのは、そこはどうでしょうか。

事務局

現在の時点で33.4%ですね。もちろん国の目標にも届いていない状況です。まずは、国の目標に合わせるというところで、一旦コロナ前までは上昇傾向があったんですけども、コロナ禍で若干下がっております。今、持ち直し傾向ということで、ここ5年間の間に何とか60%まで近づきたいなというところから60%というふうにしております。

部会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この第4節社会保障制度の充実については、この市の素案については特に大きな異論はないというのが部会の意見であるということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そうしましたら、次に議事（4）基本構想「第6目指すまちの姿」「第7基本的な政策」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

企画課の姫野でございます。着座にて説明をさせていただこうと思います。

議事の（4）基本構想「第6目指すまちの姿（都市像）」それから、「第7基本的な政策」につきましては、総務部会で検討を行ったところでございますが、先般開催されました第1回部会代表者会議での決定事項としまして、基本構想の第6の目指すまちの姿、それから、第7の基本的な政策の各項目につきましては、総務部会以外の3部会からも御意見をいただくこととなりましたことから、今回、第4回目の部会での議事として取り上げさせていただいたところでございます。

本日は、現段階での案について説明をさせていただき、御意見をお伺いしたいと考えております。そして、その御意見につきましては、今後改めて総務部会で検討を行うこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、青いインデックスの基本構想基本計画総論がついている資料、20ページ、点字で言えば1ページの2行目を御覧ください。

こちらのほう、基本構想の第6目指すまちの姿（都市像）についてになります。未来の大分市をどのようなまちにするかということについて、私たち大分市民が共通の思いを持って取り組んでいくために、目指すまちの姿（都市像）を設定しており、新しい計画では、仮称となりますが、誰もが幸せを実感できるまちO I T Aを都市像として掲げたいと考えております。

文章の前段ですが、全ての人が身体的、精神的、社会的にも満たされ、誰もが幸せを実感することができるウェルビーイングな社会を実現するために、私たち大分市民が目指すまちの方向性をまとめることについて全体で述べております。そして、目指すまちの方向性として三つ挙げております。

一つ目、点字は2ページの2行目、第1部の個性・成長部会に関わる分になりますが、豊かな個性を育み、ともに成長できるまちということで、人口減少・高齢化社会において安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を築くことが重要であること。次代を担う若者をはじめ、全ての人が大分市に住みたい、住んでよかったと思えるよう、一人一人の個性が尊重され、生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しむことにより豊かな心を育み、ふるさとに誇りを持ち、成長し合い、生き生きと暮らすことができるまちを目指すことを挙げております。

二つ目、点字は3ページの2行目、こちらについては、本部会の第2部の共生・安心部会に関わる分になりますが、共生する社会を実現し、安心して暮らせるまちということで、市民一人一人が人権を尊重し、多様性を認め合い、お互いに支え合い、助

け合う共生社会を実現することが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちへの第一歩となること、そして、行政がその基盤づくりやサポートを積極的に行うとともに、市民や地域、関係機関と一体となって、日常生活を脅かす災害や交通事故、犯罪等から市民の生命・財産を守り、安全・安心な社会の実現を目指すことを挙げております。

資料の21ページ、点字は3ページの16行目を御覧ください。

三つ目につきましては、こちらは第3部の創造・挑戦部会に関わる分になりますが、新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまちということで、誰もが未来に挑戦し、持続可能な社会をつくり上げていくために、上下水道施設などの都市の基盤となるインフラの効率的な整備や、農林水産物の安定的な供給、企業の成長や雇用の創出など、今の時代を生きる全ての市民の生活基盤を整えることが必要であること、カーボンニュートラルの実現や、自然・歴史・文化に配慮した計画的な都市空間の整備を進め、未来への責任を果たしていく必要があること、そして、デジタル技術をはじめとした最新技術の活用により市民の暮らしをより豊かにするために、大分市の拠点性を地域間連携に生かすことで、社会・経済・産業など多方面に相乗効果とイノベーションを生み出し、活力とにぎわい、個性があふれ、未来への挑戦を後押しするまちを目指すことを挙げております。

そして、最後にまとめとして、点字は5ページの4行目になります。

これまで、先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、新たなまちの活力や価値を生み出し、次の世代へまちづくりのバトンをつないでいく必要があること、私たち大分市民は、これら三つの目指すまちの方向性を胸に抱き、たゆまぬ歩みを続けながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを進め、市民一人一人の幸せな暮らしを追求していくこと、その上で大分市の目指すまちの姿（都市像）を掲げ、その実現に向けて人を中心としたまちづくりを進めていくことを宣言する形で締めくくっているところでございます。

続いて、基本的な政策のほうの説明に移りたいと思いますので、資料の22ページ、点字のほうは6ページの4行目を御覧いただきたいと思います。

こちらが基本構想の第7基本的な政策についてとなります。

先ほど、目指すまちの姿（都市像）について御説明をさせていただいたところですが、ここではまず、この都市像の実現を図っていくための方針、方向性を示すものとして、三つの基本的な政策を掲げ、これに沿った各種施策を展開していくことについて述べております。

なお、この三つの基本的な政策の名称については、目指すまちの姿を定める前提として整理した三つの目指すまちの方向性と同一としております。

それでは、三つの基本的な政策について説明をさせていただきますが、ここは第2部会の分になりますので、その該当する部分について御説明をさせていただきます。

基本的な政策の二つ目、点字で言うと7ページの13行目を御覧ください。

共生する社会を実現し、安心して暮らせるまちのところになります。この政策の趣旨は、市民一人一人が人権を尊重し、お互いに認め合い、誰一人取り残されない社会を目指すこと、それから、誰もが住み慣れた地域でお互いに支え合い、助け合いなが

ら健やかに安心して暮らすことができる地域社会をつくること、市民、地域、行政及び関係機関が一体となって防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・救急体制の充実や、あらゆる犯罪の撲滅を目指し市民の生命・財産を守ることとしております。

説明は以上となりますが、特に、各部会に関わる部分について御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行います。

当部会で関連性のある部分についてというところで御意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

事務局

部会長、1点ですね、総務部会で出た質問がございますので、よろしければちょっとその分を提案させていただいてもよろしいでしょうか。

部会長

はい、どうぞ。お願いします。

事務局

すいません。総務部会で出た意見で、都市像のところを御覧いただきたいと思うんですが、21ページになります。一番下の部分になります。

こちらは、大分の表記ですね、今、アルファベットで表記をさせていただいているんですが、総務部会の中ではアルファベットがいいのか平仮名がいいのか漢字のどれがいいのかというところでの議論がなされているところでございます。その中で、今のところはアルファベットの表記としているところでございます。

こちらのほう、事務局としての考え方は、市長のマニフェストのほうでもアルファベットになっていること、それから、最近、外国人の方も非常に大分市内にも目立って多くなってきているところも踏まえて、一応アルファベットでの表記にしたいなというところで考えているところでございます。

各部会の委員さんからも率直な御意見のほうをお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

文言の表記の仕方について総務部会からの確認事項というところになりますが、今の点について何か御意見というか、異論というか、ございますでしょうか。どうぞ。

委員

ひとつ分からないことがあったので教えていただきたいと思うんですけども、21ページの最後、「これまで先人から」というくだりなんですけども、その中段で「私たち大分市民は」ということで、主語が大分市民になってしまっているんですけど、ここの都市像を目指すのはあくまでも総合計画で、行政のほうが目指していくというふうに理解していたんですけども、その前の三つは全部行政のほうがするような形で書かれているんですけど、ここで急に大分市民がするような形になっている部分があ

	るんですけど、それはそういう方向でやるということによろしいのでしょうか。
事務局	そうですね、政策自体は行政が行っていく中で、大分市民にとっても同じ共通のまちの姿として抱いていただきたいということで、このような標記にしているところでございます。
委員	分かりました。ありがとうございます。
部会長	そのほか、御意見ございますでしょうか。 特にないようでしたら、これで議論を終わりたいと思います。 先ほどの大分の表記については、アルファベット表記で差し支えないというところで部会の意見ということでさせていただきたいと思います。ありがとうございました。 そうしましたら、次、議事（５）その他につきまして、事務局から御説明をお願いします。
事務局	事務局でございます。 それでは、議事（５）について御説明をさせていただきます。 資料４ページを御覧ください。 本日は予定どおり検討が終了いたしました。本日、委員の皆様からいただいた御意見につきましては、庁内で検討を行い、市の考え方をまとめた上で次回の第５回部会でお示ししたいと考えております。 次回、１１月７日木曜日に開催される第５回部会の検討対照範囲でございますが、素案の５１ページ、健康づくりの推進から７５ページ、健全な消費生活の実現までとなりまして、項目４の主な取組、５の目標設定を中心に御検討いただくこととなります。引き続きよろしくお願い申し上げます。 説明は以上でございます。
部会長	ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。 御質問がないようですので、これで全ての議事を終了いたします。 委員の皆様、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。 そうしましたら、進行を事務局にお返しいたします。
事務局	部会長、ありがとうございました。 次回の開催日時でございますが、先ほど御説明させていただいたとおり１１月７日木曜日の１３時３０分から、次は別館６階の大会議室で第５回共生・安心部会を開催させていただきます。本部会終了後に開催案内を配付させていただきますので、御確認をお願いいたします。 それでは、以上をもちまして大分市総合計画基本構想・第１次基本計画、第４回共生・安心部会を終了いたします。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。